

議案第 2 3 号

大山将棋記念館条例の一部を改正する条例について

大山将棋記念館条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 9 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

大山将棋記念館の入館料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上及び情報発信等の事業効果の拡大を図るため提案するものである。

大山将棋記念館条例の一部を改正する条例

大山将棋記念条例（平成１８年おいらせ町条例第９５号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（入館料）

第５条 記念館の入館料は、無料とする。

第６条及び第７条を削り、第８条を第６条とし、第９条を第７条とし、第１０条を第８条とする。

別表（第５条関係）を削る。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。